

仕様書等に関する回答書

平成31年2月22日

福島県教育委員会教育長

件名	福島県教育センターほか100施設の電気供給業務
質問事項	
<p>1 入札対象施設の現供給者を教えてください。(複数社ある場合はその旨教えてください。) *切替時に必要となります。</p> <p>2 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますでしょうか。ある場合、旧一般電気事業者から新電力へ切替ができることを確認していただいていますか。確認いただけない場合、仕様通りに開始出来ない場合があることをご容赦ください。</p> <p>3 予備電力がございましたら、予備線・予備電源のどちらかを教えてください。</p> <p>4 弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができませんが了承いただけますでしょうか。</p> <p>5 入札書に記載する日付に指定はございますか。</p> <p>6 計量日は請求期間末日の翌日0:00となりますのでご了承いただけますでしょうか。(例:3/10~4/9までの場合、計量日は4/10 0:00)</p> <p>7 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>8 契約書締結時、契約書内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>9 契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。</p> <p>10 地域の旧一般電気事業において、燃料調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。</p> <p>11 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。</p>	

12 契約電力が500kw以上の施設において、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用でよろしいでしょうか。

13 1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はありますか？

その場合、旧一般電気事業者同様、毎月の請求時における契約電力の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。

「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。

14 開札結果について、公開方法・範囲を教えてくださいませんか。

## 回 答 事 項

- 1 現供給業者はミツウロコグリーンエネルギー株式会社です。
- 2 旧一般電気事業者から新たに切替する施設は、平商業高等学校、小高産業技術高等学校、石川支援学校たまかわ校、たむら支援学校の4施設であり、新電力へ切替ができることを確認しております。
- 3 予備電力の契約はありません。
- 4 蓄熱割引等の付帯契約はありません。
- 5 実際の提出日としてください。
- 6 構いません。
- 7 契約書（案）第10条により算定してください。
- 8 契約書の記載内容については、協議・修正できません。契約書の記載内容に疑義がある場合、又は契約書に定めのない事項で約定する必要がある場合については、契約書（案）第19条により協議を行います。
- 9 契約締結後、経済事情の変化等により契約単価の見直しが必要となったときは、契約書（案）第11条により協議を行うこととします。
- 10 契約締結後、経済事情の変化等により契約単価の見直しが必要となったときは、契約書（案）第11条により協議を行うこととします。
- 11 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、契約書（案）第19条により協議を行ったうえで、必要な手続きをさせていただきます。
- 12 契約書（案）第7条（契約電力）により、最大需要電力500キロワット以上となる対象施設について契約電力に変更が生じる場合は協議により変更します。
- 13 該当施設はありません。
- 14 落札者を決定した日、落札者の氏名及び住所、落札金額を県報に公告します。